

犯罪被害者支援における実質的支援の必要性 —TIC（トラウマインフォームドケア）の視点から

○ 武庫川女子大学 大岡 由佳 (006721)

上智大学 伊藤 富士江 (002189)

帝京平成大学 大塚 淳子 (009424)

[キーワード] 犯罪被害者支援、支援プロセス、TIC（トラウマインフォームドケア）

1. 研究目的

わが国の犯罪被害者支援は、2006年の犯罪被害者等基本法の施行によって様々な機関が犯罪被害にあわれた方やそのご家族（以下、犯罪被害者等）への支援を行うようになってきている。2016年4月に閣議決定した第3次犯罪被害者等基本計画においても、学校や地方公共団体における福祉専門職の活用等について触れられ、ますます支援の充実が求められてきている。しかしながら、どのような福祉の専門性の視点が犯罪被害者支援に求められているのかについて明らかになってこなかった。現在、犯罪被害者支援を行っている多機関の現任者が、ソーシャルワークの観点からみたときの支援プロセス〔インテーク→アセスメント→プランニング→インターベンション→モニタリング→ターミネーション（エバリュエーションを含む）〕にどのように関与しているのかについて調査を行い、その結果から、福祉の技術知識のどの部分が被害者支援で必要とされてについて特定する。その上で、近年、国際的に知られるようになってきている TIC（トラウマインフォームドケア※¹）の視点を参考にしつつ、実質的な被害者支援の必要性について検討する。

2. 研究の視点および方法

本研究は、犯罪被害者支援における多機関連携の実態について社会福祉の視点から調査した結果の一部である。すでに第一報は、伊藤ら（2017）によって本学会第65回秋季大会にて報告されている。全国の警察・犯罪被害者支援室の担当職員、民間被害者支援団体の支援統括責任者、地方自治体・被害者対応窓口担当者、女性センターの相談担当者、医療機関のソーシャルワーカー（無作為抽出）等を対象に、調査協力の依頼書、調査の実施要領と自記式質問票等を郵送し、紙媒体もしくは電子媒体での回答を依頼した。調査内容は、回答者の属性に加え、被害者等に対する支援過程等であった。本発表では、主に「被害者等に対する支援過程（以下、支援プロセス）」について取り上げる。支援プロセスについては、インテークであれば、「被害者の訴えを把握する」「提供できる支援について書面で分かりやすく説明する」等の項目をあげ、それらの項目を「している／していない」の回答

¹ TIC の定義：トラウマの影響を理解し対応することに基づき、サバイバーや支援者の、身体・心理・情緒の安全性に重きを置く。また、サバイバーが、コントロール感とエンパワメント感を回復する契機を生み出すストレスに基づいた枠組みである。

（Hopper, Bassuk, Olivet, 2010）

から数値化できるようにした。それぞれの要素（アセスメント、プランニング等）の項目についても、同様に数値化した。

3. 倫理的配慮

調査の実施にあたっては、発表者と共同発表者の所属機関「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得て行った。また、日本社会福祉学会研究倫理指針を参考に量的研究のデータについては個人・組織が特定されないように数値化して管理保管した。

4. 研究結果

回答者数 335 件の内訳は、警察 39 件、民間被害者支援団体 50 件、市区町村 139 件、医療機関 35 件、女性センター等 72 件であった。支援・援助に関連する資格を持っている者（資格の有無）の割合は、警察 14 件（警察の回答者の 35.9%）、民間被害者支援団体 531 件（62.0%）、市区町村 20 件（14.4%）、医療機関 34 件（97.1%）、女性センター等 27 件（37.5%）であった。それら被害者支援を行う部署の回答者に、被害者の支援プロセスにどのように関与しているかについて回答してもらったところ、各要素の全体実施率（平均点）は、インテーク 67.5%（2.0 点）、アセスメント 67.8%（2.7 点）、プランニング 46.9%（1.4 点）、インターベンション 39.5%（1.2 点）、モニタリング 41.1%（1.2 点）、ターミネーション 28.2%（0.8 点）、支援全体を通した実施率（総平均点）は 48.5%（9.4 点）であった。その数値は、支援の経験年数に影響を受けていた。

5. 考察

近年、犯罪被害者支援は多機関において支援が行われるようになってきているが、支援プロセスの段階で、インテークやアセスメントなどが十分に行われていても、実際の支援が展開されるべきインターベンション以降の支援が充実していない傾向が見いだされた。支援経験年数によって、その実際の支援は充実していくとの結果となったが、意識をして実質的支援の強化を図っていく必要があると考えられた。近年の国際的トラウマ研究の一環として TIC という概念が普及してきているが、犯罪被害者のような「トラウマ (Trauma) = 心的外傷」を有した人びとに、「インフォームド (Informed) = 十分に知識」をもって、「ケア (Care) = 支援」することの有効性が確認されている。具体的には、被害者と協働による相互関係の中で、ピアサポートも用いながら、エンパワメントしてもらう、よりソーシャルワークで大切としてきた理念に基づく支援の志向が強い概念であり、犯罪被害者支援の支援プロセスにも今後踏まえていくべき視点である。本結果から、実際の支援に至るプロセスが弱いことが明らかになっており、今後はより TIC 的な視点も踏まえつつ、被害者らをエンパワメントできるような支援の必要性が確認できた。被害者が被害者となつながら互助グループと呼ばれるような被害者支援の活動をもっと取り入れていく実質的支援も有効ではないかと考えられた。※本調査にご協力いただいた回答者皆様に感謝致します。本研究は日本学術振興会科研費・基盤研究(C)（課題番号 16K04185 代表研究者 伊藤富士江）の一部として実施したものである。